

第 5 次所沢市総合計画（基本構想及び前期基本 計画）の審査に関する総括

議会運営委員会

はじめに

平成 22 年所沢市議会第 4 回定例会に市長提出議案として提出された「議案第 97 号 所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」は、所沢市第 5 次総合計画審査特別委員会（議長を除く全議員）に付託され、慎重に審査された。

この審査にあたっては、特別委員会に幹事会及び 4 つの分科会（各常任委員会を充てた）を設置し、それらに分割委託した。

今回の審査は、今後 8 年間の本市の目指すべき方向性と前期 4 年間に行うべき施策等を明らかにするものであり、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 21 年条例第 2 号）の規定に基づき、本市議会として、はじめて基本計画を含めて審議・審査した議案である。

このため、今回の特別委員会での審査手順及び審査経過並びにこれらの土台となった第 5 次所沢市総合計画特別委員会での審査経過等も含めた検証を行い、今後の委員会審査等に活かしていくものとする。

平成 23 年 2 月 15 日

所沢市議会 議会運営委員会

1 第5次所沢市総合計画特別委員会における審査経過

本市議会は、平成22年所沢市議会第2回定例会の最終日（7月1日）に、今後、平成23年度から平成30年度までの計画期間を8年間とする「第5次所沢市総合計画」に関する議案が提案されることを受け、議員提出議案により、その調査・研究をするため、12人の委員をもって構成する「第5次所沢市総合計画特別委員会（委員長：大石健一）」を設置した。

また、本特別委員会は、議会の閉会中も継続してこの調査をすることができるとし、議会の閉会中に審査のあり方等について調査・研究を行った。

その経過及び概要については、次のとおりである。

回	年月日	場所	内 容	備考
1	H22. 7. 7	第5委員会室	(1)席次の決定 (2)今後の方向性について （休憩中：検討委員会運営委員との意見交換、自由討議、どのように審議するかということ調査：研究し、議会に報告する委員会であることを確認） (3)次回の日程について	
2	H22. 8. 8～ 8. 9	岐阜県多治見市	視察：「総合計画策定における議会の関わりについて」説明を受ける。	
3	H22. 8. 25	第5委員会室	(1)中核市移行検討プロジェクトチーム報告書について （中核市移行検討プロジェクトチーム報告書（未定稿）に基づき説明を受け、質疑・応答。） (2)調査報告について （多治見市視察及び正副委員長で行った横須賀市の視察結果について報告。） （自由討議） (3)今後の日程について （閉会中の審査を行うとし、10月5日、21日、11月4日、12日の午後1時30分から特別委員会を開催することを決定。） (4)その他 総合計画について、一般質問を認める方向でいきたい旨、議会運営委員会に諮って確認してもらうこととした。	
4	H22. 10. 5	第5委員会室	(1)第5次所沢市総合計画の審査方法 分科会方式を採用していくという形で12月議	

			<p>会に向けて今後議論を進めていくこととした。</p> <p>(2) 今後の取り組みについて</p> <p>幹事会の構成、分科会の役割、日程など、各会派の案を持ち寄り、12月議会の審査ルールづくりをすることとした。</p>	
5	H22. 10. 21	第5委員会室	<p>(1) 第5次所沢市総合計画の審査方法</p> <p>①幹事会と分科会は採決をしない、②名称は、分科会とし、常任委員会をもって充てること、③幹事会の構成については、会派バランスの考慮、各常任委員会委員長の参加、現在の特別委員会正副委員長も含めて委員はできるだけ参加、少数会派の確保、委員構成は12人程度が適当とすることを報告すること、④幹事会は、基本構想と前期基本計画の「総合的に取り組む重点課題」の審査及び各分科会からの報告を集約して調整する機能を有すること、また、分科会は第1章から第8章までの章立てを審査すること、⑤各分科会で審査する章を確定したこと、⑥分科会も議事録をとり、分科会の会長が幹事会で報告し、特別委員会委員長は幹事会のトップとして、幹事会の内容を特別委員会に報告し、議事録を残すこと、⑦幹事会の名称は、「幹事会」とすること及び幹事会の取扱いについては、議会運営の申し合わせ事項で対応することを提案すること、⑧次回の委員会で審査日程について意見をまとめること、⑨分科会の審査は各分科会に任せること、⑩議案質疑及び一般質問の取扱いについても次回協議すること、を確認した。</p> <p>(2) 今後のスケジュール</p> <p>次回は11月4日とし、日程、議案質疑等の取扱い及び市民検討委員会委員の意見聴取等について協議する。</p>	
6	H22. 11. 4	第5委員会室	<p>(1) 第5次所沢市総合計画の審査方法</p> <p>前回の確認事項についておさらいの上、議長に提言することを確認した。</p> <p>また、①分科会で意見集約したことを幹事会で分科会報告すること、②分科会審査について並行審査とするか否かを会派に持ち帰ること、③一般質</p>	

			<p>問のあり方については、良識に任せること、④議案質疑には、所管等に関係なく全議員が質疑を行えること、⑤総合計画に関する議案質疑を本会議で行うため、新たな特別委員会では全体で質疑を行わないこと、⑥特別委員会の廃止・設置のタイミングは、開会日の2日目とすること、⑦11月12日に第5次所沢市総合計画基本構想検討委員会の正副委員長を参考人として招き、素案作成の検討過程について意見聴取すること、を確認した。</p> <p>(2) 今後のスケジュール</p> <p>11月12日に開催することを確認。</p>	
7	H22. 11. 12	第5委員会室	<p>(1) 第5次所沢市総合計画の審査方法</p> <p>第5次所沢市総合計画基本構想検討委員会の運営委員長を参考人として招き、意見聴取を行った。</p> <p>その後、4分科会並行審査とすることを確認し、配布資料に基づき、審査方法（手順）・会場、幹事会及び分科会人事、審査範囲及び日程、議事録（要点筆記）、特別委員会並びに幹事会及び分科会の審査に出席する理事者側、議案質疑・一般質問の取扱いについて確認した。</p> <p>また、①12月16日の常任委員会審査（予備日）に特別委員会の審査もできるように表記にしよう提案すること、②特別委員会の名称を「所沢市第5次総合計画審査特別委員会」とすること、③特別委員会の構成は、議長を除く全議員とすること、④特別委員会の正副委員長人事は、代表者会議及び議会運営委員会で決めてもらうこと、⑤本特別委員会での審査結果について、委員長から議長に報告すること等を確認し、特別委員会としての全ての審査を終了した。</p>	

2 第5次所沢市総合計画特別委員会における審査結果（まとめ）

別紙のとおり（A3 資料ほか、マトリックス等を添付）

3 代表者会議及び議会運営委員会における確認事項

項目	特別委員会（案）	担当		決定事項	備考
		代表者会議	議会運営委員会		
特別委員会の設置（名称・人数・構成）	所沢市第5次総合計画審査特別委員会 全議員（議長を除く。）	○		原案通り	
正副委員長		○		—	
審査会場（機の配置等、傍聴人数）	全員協議会室	○		原案通り（席次は会派ごとに着席）	
審査事項	1 回目：分科会等の設置、審査割り振り等の決定 2 回目：幹事会会長報告、質疑、意見、採決		○	原案通り	
幹事会・分科会の設置（名称・人数・構成）	幹事会：12人程度 各分科会長（常任委員長）、可能な限り、現特別委員会委員参加、全会派参加、長は「幹事会会長」、副は「幹事会副会長」 ----- 分科会：各常任委員会をもって充てる。 長は「分科会会長」、副は「分科会副会長」	○		原案通り	
幹事会・分科会の正副会長		○		—	
〃 審査範囲及び日程	【幹】基本構想、前期基本計画「総合的に取り組む重点課題」（2日間） 【分】前期基本計画（1日間：4分科会並行審査） 第1分科会（総務）第2、8章 第2分科会（教育福祉）第3、4章 第3分科会（市民環境）第1、5、6章 第4分科会（建設水道）第7章		○	原案通り	
〃 議事録	要点筆記		○	原案通り	
〃 審査会場	【幹】全員協議会室 【分】各委員会室	○		原案通り	
〃 傍聴席	【特】全員協議会室 【幹】全員協議会室		○	できるだけ確保	
〃 審査方法（手順）	所管ごとに質疑、その後、節（項目）単位で意見交換し、合意形成を確認		○	原案通り	

	※合意形成確認のため節単位のマトリックス活用 ※2 回目の幹事会では、各分科会会長から分科会審査報告を受け、質疑、意見交換、総合調整を行う。				
審査における理事者の出席	【特】部次長職 【幹】部長職以下関係職員 【分】〃	○		原案通り（下限とする）	
議案質疑の取扱い	所属分科会所管事項も可		○	原案通り	
一般質問の取扱い	良識に任せる		○	原案通り	
日程	「常任委員会審査（予備日）」を「常任委員会審査・特別委員会分科会（予備日）」とする。		○	委員会審査（予備日）とする。	

4 所沢市第5次総合計画審査特別委員会における審査経過

(1) 特別委員会審査

① 第1日目（平成22年12月3日）

ア 開会、イ 正副委員長挨拶、ウ 席次の決定、エ 分科会の設置及び正副分科会長の選任、オ 幹事会の設置並びに委員及び正副幹事会会長の選任、カ 分割委託の決定、キ 審査日程の決定、ク 審査会場の決定、ケ 次回の日程

② 第2日目（平成22年12月17日）

ア 開会、イ 議題の宣告、ウ 審査順序の報告、エ 修正動議の報告、オ 提案者からの説明、カ 修正案に対する質疑、キ 意見、ク 採決、ケ 修正案を除く原案の採決、コ 議題（付帯決議）の宣告、サ 提出者からの趣旨説明、シ 質疑、ス 意見、セ（付帯決議の）採決、ソ 散会

(2) 特別委員会幹事会

① 第1日目（平成22年12月3日）

ア 開会、イ 正副幹事会会長挨拶、ウ 席次の決定、エ 議題の宣告、オ 審査順序の報告、カ 基本構想（総合政策部所管事項）（補足説明・質疑・意見交換）、キ 前期基本計画の「総合的に取り組む重点課題」（①所沢ブランドの創造と地域経済の活性化について、②地域コミュニティの醸成について、③「みんなで育む」子ども支援について、④環境に配慮したまちづくりについて）（補足説明・質疑・意見交換）、ク 散会

② 第2日目（平成22年12月17日）

ア 開会、イ 議題の宣告、ウ 審査順序の報告、エ 分科会会長報告（第1～4分科会）、オ 分科会会長報告に対する質疑、カ 12月3日の幹事会における保留事項に

対する質疑・調整（『地域コミュニティ、協働』『将来都市像「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」・地域主権』について（①市長説明、②質疑、③意見交換）、キ 全会一致事項の確認、ク 合意に至らなかったが、多数が同意していた事項についての取扱いについて（休憩・協議会開催・意見調整）、ケ 幹事会のまとめ（修正箇所の確認）、コ 幹事会報告内容の確認及び報告者の決定、サ 散会

(3) 特別委員会分科会（4 分科会並行審査）

各委員会室において、分割委託された事項について、質疑・意見交換を行い、その結果を書式（マトリックス方式）にまとめた。

(4) 議会修正案について

幹事会・各分科会での審査（合意形成）結果に基づき、議会としての修正案が、委員 11 人より提出され、特別委員会において全会一致で可決された。

なお、修正案を除く原案については、賛成多数により可決された。

(5) 付帯決議について

幹事会・分科会での審査において出された意見等について、修正議案としないまでも議会として意見を付しておくべき事項について、委員 11 人より提出され、全会一致で承認された。

なお、少数意見についても、「審査の際に以下の意見があった」として、すべての意見を記載した。

5 抽出された課題（順不同）

(1) 議会運営の申し合わせ事項との整合

- ①議案質疑（1-(4)-③：所属委員会所管の議案については、当該議員は質疑できない。）⇒決算特別委員会との兼ね合い
- ②委員長報告等に対する質疑（1-(6)-②：委員長報告に対して、当該委員会の所属委員が質疑することは、原則できない。）
- ③一般質問（1-(8)-⑦：一般質問は、議案及び請願・陳情の中身にわたる部分、議決に影響する部分についてふれないよう十分留意する。）

(2) 審査体制（今回、幹事会及び分科会を設置したが、両者に上下関係はなく、並列であること。会議規則第 93 条では、「分科会又は小委員会を設けることができる。」とあるが、幹事会の名称はなく、併設を規定していない。

また、委員会の構成を、議長を除く全議員としたため、特別委員会での採決と本会議での採決とに事実上の差がない。このことは、委員会主義の観点からは、仕方がないことではあるが、こうしたことを踏まえると、委員会の構成人数についても、検討が必要である。

(3) 審査方法

- ①一定の書式（マトリックス方式）を用いたが、この書式で網羅できたか。また、「○」「△」「×」の説明と運用に対する理解度の相違があった。
- ②審査日程等とも関連するが、合意形成を図るためのさらなる調整が必要。

(4) 審査日程の確保

- ①審査日程が限られており、細部にわたる十分な意見交換・調整が困難である。
- ②付帯決議でも示したとおり、議会における十分な議論ができるよう提案時期を早めてもらう必要がある。

(5) 審査会場及び理事者側の出席者

- ①今回、委員数の関係から、特別委員会（全委員）及び幹事会の審査会場を全員協議会としたが、傍聴者を含めた常任委員会審査の会場への波及をどうするか。
- ②理事者側の出席者について、部長・次長を基本とし、また、幹事会においては、担当課長等の出席を求めたが、理事者側の出席者が問題なかったか。

(6) 会議録の作成

- ①分科会審査及びそれらを踏まえた幹事会の審査にあたっては、各委員の発言や分科会等での意見調整等の結果が審査の前提ともなるため、会議録の作成を短期間で行う必要があり、要点筆記の委員会会議録の原則にそぐわない。
- ②会議録作成について、業務委託による対応を行ったが、業者側の体制や委託料など、検討の余地がある。

(7) 委員長報告のあり方

- ①会議録に載せるという意味では、委員長報告でしか実現できないが、その反面、委員長報告が長くなるといった状況をどのように解消するか。

6 今後の対策

全議員による特別委員会の設置にあたっては、事前の詳細にわたる調整（打合せ）はもとより、各委員を含めた情報の共有化を図るとともに、担当書記を含めた事務局体制の充実が不可欠である。

しかしながら、職員体制及び職員個々の能力には自ずと限界があるため、前記のとおり、会議録作成の外部委託や審査方法等について柔軟な対応ができるよう、必要な予算の計上や各委員の十分な理解・協力を求めていく必要がある。

7 総括（まとめ）

(1) 特別委員会審査による効果等

- ①幹事会、分科会の審査にあたり、書式（マトリックス方式）を用いたことにより、論点・争点を明らかにすることができたのみならず、合意形成を図るべく意見交換を行ったことにより、より深い議論・審査を行うことができた。
- ②関連して、節単位で1頁ごとに質疑・意見交換を行ったことにより、当然ながら、漏れなく審査を行うことができた。
- ③議長を除く全議員が委員となったなかで、各分科会の審査結果（合意形成の確認）について幹事会で総合調整を行ったことにより、結果として、全会一致の修正案及び付帯決議（少数意見等も参考として添付）が可決されたこと。

(2) 今後の検討課題

今回、所沢市議会として、議長を除く全議員による特別委員会を設置し、また、幹事会・分科会を設置しての分割委託による審査を行った。この背景には、条例・予算については、数委員会への分割付託や二以上の委員会で分割審査すべきではないという行政実例があるからである。

こうしたことを踏まえると、今後の特別委員会の設置にあたっては、次のようなことが考えられる。

- ・ 今回の第5次所沢市総合計画の審査の経過や審査方法等を検証した結果を踏まえ、抽出された課題等の対応策の検討を行ったうえで、各議員の認識はもとより所沢市議会としての一定のルールを定める必要がある。
- ・ 会期日程との兼ね合い等もあるが、十分な審査や会議録等作成ができる日程の確保が必要であると考えます。
- ・ 特別委員会の設置時期を市民検討委員会や審議会の日程を考慮し、議案提出の2定例会前までとするのが望ましい。
- ・ 審査体制及び日程も意見交換・調査が十分とれるようにするべきである。
- ・ 今後の予算審査にあたっては、委員構成等は別にしても、特別委員会を設置し、付託する方法によることが必要と考える。

資料

別添のとおり